

蒲郡市地区防災計画の提案に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の2の規定に基づき、地区居住者等が蒲郡市防災会議（以下「防災会議」という。）に対し、共同して蒲郡市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に地区防災計画を定めることの提案（以下「計画提案」という。）をする場合における手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(計画提案の要件)

第2条 共同して計画提案をすることができる地区居住者等は、次に掲げる団体又は事業者とする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者で組織された自主防災組織又は町内会
- (2) 本市に事業所を有する事業者
- (3) その他防災会議の会長（以下「会長」という。）が適当と認めるもの

2 計画提案の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 地区居住者等が協力して実施する防災に関する取組内容で、平常時及び災害発生時ごとに活動内容等を定めた内容
- (2) 地区防災計画ガイドライン（平成26年3月内閣府（防災担当）作成）に沿った内容

(計画提案の手続)

第3条 計画提案を行う地区居住者等（以下「計画提案者」という。）は、次に掲げる書類を会長に提出するものとする。

- (1) 地区防災計画提案書（第1号様式）
- (2) 地区防災計画素案
- (3) 計画提案を行うことができる者であることを証する書類（代表者の住所が分かるものの写し、法人の登記事項証明書等）
- (4) その他会長が必要と認める書類

(事前審査)

第4条 会長は、前条の規定により計画提案があったときは、次条に規定する防災会議における審査を円滑に実施するため、次に掲げる事項について事前審査を行うものとする。

- (1) 地区防災計画の内容及び実施団体
- (2) 地域防災計画との整合
- (3) その他会長が必要と認める事項

2 会長は、前項の事前審査の結果、当該計画提案が第2条に規定する要件に該当しないと認めたときは、計画提案者に必要な補正を求めるものとする。

(計画提案の審査)

第5条 防災会議は、前条の事前審査の結果に基づき、提案された地区防災計画を地域防災計画に定める必要があるか審査を行うものとする。

(審査結果通知)

第6条 会長は、前条の審査の結果を審査結果通知書（第2号様式）により、計画提案者に通知するものとする。

(庶務)

第7条 本要綱に定める庶務は、危機管理課において行う。

(雑則)

第8条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月18日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

蒲郡市防災会議会長 様

団 体 名

代表者氏名

地区防災計画提案書

災害対策基本法第 4 2 条の 2 に基づき、下記のとおり蒲郡市防災会議へ提案します。

記

1 計画提案者

団体名	
代表者氏名	
住所	
連絡先	

2 計画素案概要

計画名称	
計画対象範囲	
目次・内容 等	
その他	

※全構成員の名簿を添付してください。

年 月 日

様

蒲郡市防災会議会長

審査結果通知書

災害対策基本法第 4 2 条の 2 に基づき提案された地区防災計画について、 年度
蒲郡市防災会議にて審査された結果を下記のとおり通知します。

記

1 計画名称等

計画名称	
団体名	
代表者氏名	
計画対象範囲	

2 審査結果

実施日	
審査結果	